公益財団法人 国際仏教文化協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際仏教文化協会と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。
 - 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または 廃止する場合も、同様とする。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、大乗仏教の持つ現代的意義を究明し、欧州等の人々の研究に便宜を与え、東西文化の 交流を図り、もってわが国の発展と国際平和に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 機関紙の発行(および講演会開催)等による仏教文化の普及
 - (2) 欧州語等による仏教書などの印刷物の発行および発行助成と普及
 - (3) 欧州等の仏教関係の機関への物心両面の支援
 - (4) 海外の仏教探求、仏教研究の推進とその援助
 - (5) 海外の仏教者や仏教学者との交流
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項各号の事業は、本邦および欧州等において行うものとする。

(規律)

第5条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、 第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第3章 資産および会計

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基本財産およびその他の財産)

- 第7条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。
 - 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持および処分)

- 第8条 この法人は、基本財産について、適正な維持および管理に努めるものとする。
- 2 やむをえない理由により基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、理事会および評議員会 の承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議による。

(事業計画および収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に 供するものとする。

(事業報告および決算)

- 第11条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が以下の書類を作成し、 監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号および第2号の書類 についてはその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所および従たる事務所に備え置き、個人の住所に関する記載を除き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記した書類
 - (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した 書類
 - 3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

- 第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
 - 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第4章 評議員および評議員会 第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(選任および解任)

- 第15条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第19 5条の規定に従い、評議員会の決議によって行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロまたはハに掲げるもの以外であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計 を維持している者
 - ホ ハまたは二に掲げる者の配偶者
 - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらのものと生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイから二に該当する評議員の合計数が、評議員の総数 の3分の1を超えないものであること

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあっては、その代表者または管理人)または業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く)である 者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学または同第3項に規定する大学共同利用 機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置 法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう)または認可法人(特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)
- 3 評議員は、この法人またはその子法人の理事または監事もしくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会 の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の終 了する時までとする。
 - 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、 新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第17条 評議員は、無報酬とする。
 - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評議員会

(構成および権限)

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
 - 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 理事および監事の選任または解任
 - (2) 理事および監事の報酬ならびに費用の額の決定
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の決算の承認
 - (5) 長期借入金の借入ならびに重要な財産の処分と譲受け
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項およびこの定款に定める事項

(種類および開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種とする。
 - 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催できる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的 である事項を記載した書面をもって、または電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。
 - 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催

することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(決議)

- 第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
 - 2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分または除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
 - 3 理事または監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の合計数が第29条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加 わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案 を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 評議員会の議長および出席した評議員1名以上は、前項の議事録に署名するものとする。

(運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第5章 役員および理事会 第1節 役員

(種類および定数)

- 第29条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 1名
 - 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長および常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長および常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第30条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
 - 4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人であるものその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務および権限)

- 第31条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、または理 事長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行す る。
 - 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、理事長および副理事長に事故があるとき、または理事長および副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
 - 5 理事長、副理事長および常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執 行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第32条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事はいつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の 調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終 結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の 時までとし、再任を妨げない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第34条 理事または監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第35条 理事および監事は、無報酬とする。
 - 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2節 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長および常務理事の選定または解職

(招集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その 過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全 員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議が あったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名する。

第6章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条および第15条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、公益社団法人及 び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈 与するものとする。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する 方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立 の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の 解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前 日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、佐々木惠精とする。